

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域からの住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成17年4月1日付国住指第3249-2号）及び住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱（平成17年4月1日付国住指第3249-3号）に基づき、鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内、同条例第4条各号に定める区域内又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき指定した土砂災害特別警戒区域内、同法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域内及び事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域内に存する既存不適格住宅をいう。

(補助対象者等)

- 第3条 本補助金の交付の対象となる者は、危険住宅の移転を行う者（政府系金融機関又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付を受けて親族の居住する危険住宅の移転を行うものを含む。）とする。
- 2 本補助金の対象となる事業は、危険住宅の除却及び危険住宅からの移転を行う事業とする。
 - 3 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) がけ地近接等危険住宅移転事業費（様式第3号）
 - (3) 危険住宅の位置図（様式第4号）

(申請事項の変更)

第5条 規則第9条第1項の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請にかかる事項の変更をしようとするとき又は中止若しくは廃止しようとするときは様式第5号及び第6号による変更承認申請書又は様式第7号による中止（廃止）申請書を市長に提出しなければならない

(補助事業等の完了期日の変更)

第6条 補助事業者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第8号による完了期日変更

報告書により市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は様式第9号によるものとし、次に掲げる書類を添えて事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 危険住宅の位置図(様式第4号)
- (2) 写真(原則として施行前・施行後のものとする)

(補助事業が2年度にわたる場合の年度終了実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が2年度にわたる場合は、初年度において実施した補助事業の実績を翌年度の4月30日までに、終了実績報告書(様式第10号)を添えて市長に提出しなければならない。

(書類提出部数)

第9条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年8月7日から施行し、平成26年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行し、令和元年10月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	算定基準額の算定方法
住宅の除却等に要する経費	1戸当たり975千円を限度とする。
除却等をした住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修に必要な資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水に

限度とする)に相当する額の費用	よる災害危険区域(以下「特殊土壌地帯等」という。)については、1戸当り7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。
-----------------	--